

平成 29 年 12 月 12 日

- ◆ 不可解な埼玉県議会小林てつや議長の政務活動費充当！
- ◆ 職員 2 名はトイレも入らない？水道使用量は全くなし！

埼玉県議会の政務活動費の調査中、小林哲也埼玉県議会議長の不可解な人件費の支払いが発見されました。

同議長の平成 28 年度雇用契約書によりますと熊谷市籠原南 2-1 8 の小林哲也事務所では同所で 2 名の臨時職員を雇用していることになっています。

しかしながら、同議長の平成 28 年度の事務費の水道料の支払は使用水量が 0 m³、つまり全く使用されていないことがわかりました。

職員の勤務実績表は添付され、28 年度は合計 1 5 7 万 2 0 7 5 円が政務活動費で充当されています。

この場所に 2 名の職員が勤務していたのにもかかわらず水道の使用量がゼロで、基本料金のみが政務活動費で充当されているということは本当に勤務していたとは思えません。

このような事実を疑問に思い、平成 29 年 12 月 11 日午後議長の県政事務所である熊谷市籠原南 2-1 8 を訪問しましたが、事務所は全く見当たりませんでした。

近所にある、毎日新聞の販売所で事務員さんにたずねましたが全くわからず、薬屋さんで聞いたところ親切に教えてくれましたが、事務所自体はだいぶ前に閉鎖されているとのことでした。

この地番を訪ねて行ったところ、美容室になっていましたのでオーナーに聞いたところ、オープンしたのは 1 年半とのこと。以前は税理士事務所だったらしいと答えてくれました。ここで不動産業者名を教えてくださいましたので尋ねてみました。

「その物件は小林県議の名義ですが、本人は別に事務所を探しているようですよ。」と従業員の回答でした。

昨年前半から美容室に店舗を貸しながら、今年の 3 月まで職員の給与を支払い続けたことはどう考えても不可解ですよ？